

福島県災害時学校支援チーム「HOPE-F」庁内会議設置要項

(目的)

第1条 福島県災害時学校支援チーム設置要綱第7条に定めるHOPE-F庁内会議（以下、「庁内会議」という。）の運営に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次の各号の事項について協議する。

- 一 福島県災害時学校支援チーム（以下、「HOPE-F」（ホープふくしま）という。）の設置及び運営にかかること
- 二 HOPE-F登録者名簿（以下、「登録者名簿」という。）の運用に関すること
- 三 チーム員の研修会に関すること
- 四 チーム員の派遣に関すること
- 五 年度計画に関すること
- 六 防災教育に関すること

(構成)

第3条 庁内会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成し、代表を教育総務課長とし、副代表を社会教育課長とする。

2 庁内会議に、防災上の専門的な知見を有する学識経験者等を招聘し、意見を求めることができるものとする。

(開催)

第4条 庁内会議の事務局は教育総務課におき、開催に当たっては教育総務課長が招集するものとする。

(その他)

第5条 この要項に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

【別表 1】

H O P E - F 庁内会議構成員
教育総務課長（代表）
社会教育課長（副代表）
職員課長
義務教育課長
高校教育課長
特別支援教育課長
健康教育課長